

重要 奨学金返還の義務(絶対必読)

みなさんは、奨学金の「返還の意味と重要性」を考えたことがありますか？

これから奨学金を申込(利用)されるわけですから、きっと多くの人は考えたことがないでしょう。

奨学金の返還は当然の義務ですが、その当然に加え奨学金利用後(卒業後)は「返還の意味と重要性」を常に心にとめてください。

学業支援のための奨学金制度のため、学業成績(修得単位数)が悪い場合に奨学金がストップ(停止)したり、廃止(奨学生としての身分がなくなる)となることもあるので、目標や夢をもって学業に励んでいただくことを希望します。

皆さんがこれから受ける奨学金は、①「政府貸付金」②「財政融資資金・財投機関債」③「奨学金の返還金」の3つから構成されたものであり、特に**第一種は返還金の割合が70%**と高いのです。

1. 返還金が後輩の奨学金になります。**2. 返還金を延滞すると、どうなるか？**

- ① 約束の期日(毎月27日)を過ぎると滞納となった割賦金に対し、滞納した日数に応じて**年5%の割合で延滞金が課されます。**
- ② **連帯保証人(父母)、保証人へ請求(人的保証に限る)**することになります。
- ③ **悪質な場合は、一括返還の請求、裁判所への法的措置**は、延滞者の対応に応じて、支払督促申立等の措置を経て、**最終的には強制執行**へと段階的に進んでいくことになります。

延滞した場合の措置について**電話・文書による督促について**

日本学生支援機構では、返還金を延滞すると、本人、連帯保証人、保証人に対して、文書と同時に電話でも督促を行うこととなっており、その督促も年々厳しくなっています。

電話による督促

- (1) 日本学生支援機構の他に、業務を委託した債権回収会社からも行う場合があります。
- (2) 電話をする時間帯は、平日、休日ともに9時～20時で、本人の勤務先に電話する場合があります。

10月27日(第1回分)は返還できたが、11月27日(第2回分)のみ返還できなかった方	
スケジュール(目安)	
12月10日以降	督促の電話がかかってきます。
12月13日以降	本人に振替不能の通知が届きます。
12月27日	2ヶ月分、合わせてリレー口座から振替えます。
10月27日(第1回分)・11月27日(第2回分)とも返還ができなかった方	
スケジュール(目安)	
12月10日以降	督促の電話がかかってきます。
12月13日以降	本人に振替不能の通知が届きます。
12月14日以降	連帯保証人に振替不能の通知が届きます。
12月27日	3ヶ月分と延滞金を合わせてリレー口座から振替えます

長期間延滞が続きますと、次のような民事訴訟法に基づく法的措置をとることになります。

- ① **支払督促予告**・・・長期にわたり延滞し、督促しても返還しない場合は、本機構の顧問弁護士名で履行期限を指定した支払督促の予告をします。
- ② **支払督促申立**・・・支払督促予告の指定期限を過ぎてもなお返還しない場合は、民事訴訟法に基づき、裁判所に支払督促の申し立てます。
- ③ **仮執行宣言付支払督促申立**・・・支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に『仮執行宣言付支払督促』の申立をします。
- ④ **強制執行**・・・仮執行宣言付支払督促の申立をしても返還しない場合は、強制執行の手続きをとり、給与や財産を差し押さえます。

《注意》支払督促以降の手続きにかかった費用は、返還者の負担になります。

- **延滞金について** 約束の返還期日までに返還されないと、次のように延滞金が課されます。

第一種奨学金 《無利息》	約束の返還期日を6ヶ月過ぎるごとに、延滞している割賦金の額に対し、5%の延滞金が課されます。なお、平成17年4月以降に奨学生として採用された人は、延滞している割賦金の額に対し、年(365日)あたり5%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。
第二種奨学金) 《利息付き》	約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金(利息を除く)の額に対し、年(365日)あたり5%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。

※奨学金継続手続き時に提出した『個人情報情報機関への個人情報登録の同意書』に基づき、3か月以上延滞した場合、個人情報、延滞した情報が個人情報情報機関に登録されます。

お願い 返還困難な事情が生じた場合(病気、災害、経済的理由等)は、すぐに

日本学生支援機構にお問い合わせ・ご相談ください。

0570-666-301(ナビダイヤル) ※一部携帯、IP電話からは03-6743-6100

返還は、あなた自身が責任を持って行うものです。

※裏面にも奨学金延滞に関する記事等も参考にしてください。

奨学金滞納者通報へ

学生支援機構 金融機関側に

大学生の約3割に奨学金を貸している日本学生支援機構が、全国の銀行などをつくる信用情報機関に滞納者情報を通報する滞納防止策に乗り出す。滞納額増加に悩んだ末の強硬策で、年内に信用情報機関に加盟する見通し。通報されると対象者は、銀行ローンを組みにくくなったり、クレジットカードを作りづらくなったりする可能性がある。(大西史晃)

3カ月以上の延滞債権額と未返済額の推移

年度	延滞債権額	未返済額
04年度	約1,800	約500
05年度	約2,000	約600
06年度	約2,200	約700
07年度	約2,400	約800

機構の奨学金には、無利子と有利子があり、07年度は約8,250億円を貸し出している。大学の学部生でみると、同年度は約81万人、3・3人に1人が利用した。奨学金は貸与終了後、期間

内に返すのが原則で、返済分が新たな奨学金に充てられる。病気や失業などで返済できない場合、手続きをすれば返済が猶予される。機構は長期滞納者に、法的措置に移るとの「予告」を積

理的に「当たる3カ月以上の延滞債権額は07年度末で2,253億円と、05年度末より389億円増えた。また07年度に返済されるべき3,175億円のうち、未返済は2割を超えて660億円あった。機構や文部科学省によると、新制度は、悪質な滞納者をなくすため、「一定期間滞納すると、信用情報機関に知らせる」ことを条件に貸していく。この時点で通報するかは検討中だ。10年度の新規貸

日本学生支援機構 旧日本育英会、日本国際教育協会、内外学生センターなど五つの団体の事業を引き継いで04年4月に設立された独立行政法人。そ

それぞれの団体が個別に行ってきた学生への奨学金貸与、留学生との交流などの学生支援事業を総合的に実施する機関。文部科学省の所管で、横浜市に本部がある。

与者から対象にする方針で、すでに利用している人にも適用できないか検討している。通報先となる信用情報機関は、大手銀行や全国の地銀など約1400の金融機関が会員。奨学金貸与の際、機構側が信用情報機関の情報を利用することはないが、所在が分からない滞納者の住所確認などについては提供を受けることも考えられている。

06年に6カ月以上の滞納者を対象に行った調査では、滞納の理由は、「低所得」の45・1%がトップで、次いで多かったのが「借入金の返済」の25・3%。借金の返済に追われ、奨学金返済がままならない状況が浮かび上がった。

このため、機構がつくった有識者会議が今年6月、信用情報機関の活用を提言。滞納者に過剰な貸し付けをさせずに多重債務化を防ぐことは、「教育的観点から極めて有意義。また、返済能力の確保につながる」としていた。

平成 29 年 月 日

〒 様
 奨学生番号 ()
 奨学生氏名 様分

独立行政法人 日本学生支援機構
 理事長
 顧問弁護士

奨学金返還延滞額の一括返還請求について (支払督促申立予告)

日本学生支援機構 (旧日本育英会) の奨学金は、国からの借入金 (税金) と、先輩奨学生からの、返還金を財源として運用されています。したがって、奨学金の返還が予定どおり行われないと、後輩奨学生への貸与に重大な支障をきたすこととなります。

あなたが連帯保証人となられている奨学金の返還に関する明細は下記のとおりです。これまで再三にわたり返還の督促をしていますが、未だ延滞が解消されていません。

ついては、下記の返還期限までに下記延滞額を一括して返還されるよう請求いたします。

もし、下記の期限までに、返還も然るべき対応もなされなかったときは、やむなく、法律上の返還強制手続をとることになりますので、ご承知おきください。

返 還 延 滞 額	1,865,750 円 (内訳は下記のとおり)
返 還 期 限	平成 29 年 月 日

- ※返還期限が金融機関の休業日の場合、返還期限は翌営業日になります。
- ※返還は、同封の払込用紙により送金してください。振込手数料は30円です。
- ※送金されたときは、送金領収書のコピーを、FAXまたは同封の返信用封筒にてお送りください。
- ※この件についてのご連絡は、下記にしてください。

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
 独立行政法人 日本学生支援機構 法務課
 電話 03-6743-6715・FAX 03-6743-6674
 (受付時間 9:00~17:00)

奨学金の返還に関する明細 (平成 29 年 月 日現在) (単位:円)

摘 要	返 還 元 金	延 滞 金	左 記 の 合 計
* 今回の請求額 返還期日経過・返還延滞額	1,530,000	335,750	1,865,750

※すでに、ご送金いただいている場合は行き違いです。ご了承下さい。
 ※延滞金は、延滞している割賦金額に対して各返還期日から6か月を経過した日 (延滞金賦課日) ごとに、その6か月について加算されます。また、延滞金賦課率 (年) は延滞金賦課日が該当する下記の期間の率が適用されますが、延滞金は6か月ごとに加算されるため、その6か月については、適用される延滞金賦課率 (年) の1/2で計算されます。
 年賦分: 平成16年 月 日~平成26年 月 日: 10%、平成26年 月 日~ : 5%